

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中島村は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県中島村長

公表日

令和7年7月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	・予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ・母子保健法に基づく母子保健に関する事務 ・健康増進法に基づく健康増進事業に関する事務
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 予防接種ファイル (2) 母子保健ファイル (3) 健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 予防接種法に基づく事務 ・番号法第9条第1項 別表14、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 母子保健法に基づく事務 ・番号法第9条第1項 別表70の項 3. 健康増進法に基づく事務 ・番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 (1) 主務省令第2条の表における情報提供の根拠 25、26、48、71、80、95、112、139、153、154の項 (2) 主務省令第2条の表における情報照会の根拠 25、27、28、29、95、139、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中島村役場 総務課 総務係 〒961-0192 住所: 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1 電話: 0248-52-2111 FAX: 0248-52-2170 E-mail: soumuka@vill.nakajima.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中島村役場 保健福祉課 健康増進係 〒961-0192 住所: 福島県西白河郡中島村大字滑津字中島西11-1 電話: 0248-52-2174 FAX: 0248-52-2170 E-mail: kenkou@vill.nakajima.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	手作業が介在するいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムにおいて担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月28日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	保健福祉課長 鈴木 勝正	保健福祉課長 相楽高德	事後	
平成29年6月28日	I 7. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求	soumuka@vill-nakajima.jp	soumuka@vill.nakajima.lg.jp	事後	
平成29年6月28日	I 8. 特定個人情報ファイル の取扱いに関する問合せ	kenkou@vill-nakajima.jp	kenkou@vill.nakajima.lg.jp	事後	
平成29年6月28日	II 1 いつ時点の計数か	2015/1/1	2017/4/1	事後	
平成29年6月28日	II 2 いつ時点の計数か	2015/1/1	2017/4/1	事後	
令和1年6月28日	I 5. 評価実施期間における 担当部署 ②所属長	保健福祉課長 相楽高德	保健福祉課長	事後	
令和1年6月28日	II 1 いつ時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	II 2 いつ時点の計数か	2017/4/1	2019/4/1	事後	
令和1年6月28日	IVリスク対策		新規追加	事後	
令和2年7月10日	I 関連情報 ②事務の概要		修正	事後	評価の見直し
令和2年7月10日	II 1 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/7/1	事後	評価の見直し
令和2年7月10日	II 2 いつ時点の計数か	2019/4/1	2020/7/1	事後	評価の見直し
令和3年3月8日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の予防票の発行を行う。また、予防接種に対して公費助成により、定期予防接種には自己負担金は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生)。	予防接種法に基づき、結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の予防票の発行を行う。また、予防接種に対して公費助成により、定期予防接種には自己負担金は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生)。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施や対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。	事前	接続開始のため
令和3年3月8日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項	事前	接続開始のため
令和3年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	事前	接続開始のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月8日	Ⅱ しきい値判断項目 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2020/7/1	2021/3/1	事前	接続開始のため
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の予防票の発行を行う。また、予防接種に対して公費助成により、定期予防接種には自己負担金は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生)。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施や対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。 母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて母子健康手帳の交付を行い、妊産婦又は乳幼児に対する健康診査に関する情報の入力及び管理、妊産婦や乳幼児とその保護者の方を対象に、保健師や助産師等の家庭訪問により健康や育児についての相談や助言を行う。健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことによって、健康への認識と自覚を高めることを目的とする健康診査及び検診の対象となる住民の判定を行う。	予防接種法に基づき、結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の予防票の発行を行う。また、予防接種に対して公費助成により、定期予防接種には自己負担金は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生)。新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、予防接種の実施や対象者の抽出、接種履歴の管理を行う。 母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて母子健康手帳の交付を行い、妊産婦又は乳幼児に対する健康診査に関する情報の入力及び管理、妊産婦や乳幼児とその保護者の方を対象に、保健師や助産師等の家庭訪問により健康や育児についての相談や助言を行う。健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことによって、健康への認識と自覚を高めることを目的とする健康診査及び検診の対象となる住民の判定を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	追記
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバ 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	追記
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 ・番号法第19条第8号及び第21条第2項、別表第二の69の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第40条、第67条の2	事後	追記
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項) (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	事後	修正、追記

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	2021/3/1	2021/8/1	事後	
令和3年9月1日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	2021/3/1	2021/8/1	事後	
令和4年2月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項)	事後	見直し
令和4年2月14日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠		(別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち第二欄(事務)に「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項)	事後	見直し
令和4年2月14日	Ⅱ 1 いつ時点の計数か	2021/8/1	2022/2/1	事後	
令和4年2月14日	Ⅱ 2 いつ時点の計数か	2021/8/1	2022/2/1	事後	
令和7年7月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	予防接種法に基づき、結核予防接種、麻しん・風しん混合予防接種、インフルエンザ、高齢者肺炎球菌等の予防接種の発行を行う。また、予防接種に対して公費助成により、定期予防接種には自己負担金は発生しない(ただし、高齢者インフルエンザには一部自己負担発生)。 新型コロナウイルス感染症対策に基き、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことにより、健康への認識と自覚を高めることを目的とする健康診査及び検診の対象となる住民の判定を行う。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務について、ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録や予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。また、予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	・予防接種法及び新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づく予防接種に関する事務 ・母子保健法に基づく母子保健に関する事務 ・健康増進法に基づく健康増進事業に関する事務	事後	修正
令和7年7月1日	Ⅰ 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	事後	修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 ・番号法19条第8号及び第21条第2項、別表第二の69の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・第10条、第40条、第67条の2	1. 予防接種法に基づく事務 ・番号法第9条第1項 別表14、126の項 ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 母子保健法に基づく事務 ・番号法9条第1項 別表70の項 3. 健康増進法に基づく事務 ・番号法9条第1項 別表111の項	事後	修正
令和7年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) ：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) ：第三欄(情報提供者)が「都道府県知事又は市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「健康増進法による健康増進事業の実施であって主務省令で定めるもの」(102の2の項) ：第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) ：第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項)	・番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令 (1)主務省令第2条の表における情報提供の根拠 25、26、48、71、80、95、112、139、153、154の項 (2)主務省令第2条の表における情報照会の根拠 25、27、28、29、95、139、153の項	事後	修正
令和7年7月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年7月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年2月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年7月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	様式変更
令和7年7月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	—	手作業が介在するいずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更
令和7年7月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策	事後	様式変更
令和7年7月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	—	システムにおいて担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な管理を行っている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更